

# 「約款・規定集 (個人のお客様用)」の新旧対照表

2021年2月

2021年2月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後 (新)	改定前 (旧)
<b>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</b>	
<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定の設定)</p> <p>第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定または累積投資勘定は、第3条第1項の「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年において提出された場合における当該提出された日の属する年において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定もしくは累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定または累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合は、同日)において設けられます。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定の設定)</p> <p>第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定または累積投資勘定は、第3条第1項の「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年において提出された日)において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定もしくは累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定または累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合は、同日)において設けられます。</p> <p>3 (省 略)</p>
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を、当社が定める期間に提出(当社が定める方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関連する届出書、通知書等について租税特別措置法および関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)していただきます。ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出していただきます。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項の「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客様が提出することができます。</p> <p>4 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>5～9 (省 略)</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」または「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」を、当社が定める期間に提出(当社が定める方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関連する届出書、通知書等について租税特別措置法および関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)していただきます。ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出していただきます。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項の「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客様が提出することができます。</p> <p>4 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>5～9 (省 略)</p>
<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で第1号、第2号に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場</p>	<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p>

<p>株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①～③ (省 略) 2 (省 略)</p>	<p>①～③ (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。</u>)のみを受け入れます。</p> <p>①～② (省 略)</p>	<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)のみを受け入れます。</p> <p>①～② (省 略)</p>
<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知) 第8条 (省 略) 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知) 第8条 (省 略) 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 (省 略) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>①～③ (省 略)</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 (省 略) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、</p> <p>①～③ (省 略)</p>
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い) 第9条の2 (省 略) 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>①～② (省 略)</p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い) 第9条の2 (省 略) 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、</p> <p>①～② (省 略)</p>
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客様から提出を受けた第3条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様のご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10</p>	<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客様から提出を受けた第3条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様のご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)をいい</p>

<p>年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日を行います。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様からご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国した日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>①～② (省 略) 2 (省 略)</p>	<p>ます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様からご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>①～② (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(契約の解除) 第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第31項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤～⑥ (省 略) 2 前項第5号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p>	<p>(契約の解除) 第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第31項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④～⑤ (省 略) 2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p>
<p>附則 (非課税口座簡易開設届出書に関する経過措置) 第1条 本約款第2条および第3条に定める「非課税口座簡易開設届出書」に関する規定は、2021年3月1日以後に適用するものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(非課税適用確認書の交付申請書に関する経過措置) 第2条 当社は、2021年3月1日以後、租税特別措置法第37条の14第6項の規定に基づく非課税適用確認書の交付申請書の受理は行わないものとします。このため、同日以後、本約款第3条第1項の規定に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出はできないこととなります。</p> <p>2 2021年3月1日以後、本約款第3条第2項および第3項ならびに第15条において「『非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書』等」とあるのは「『非課税口座開設届出書』または『非課税口座簡易開設届出書』」と、第3条第4項において「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」とあるのは「非課税口座開設届出書」とそれぞれ読み替えられるものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>2021年2月1日改定</p>	<p>2020年10月1日改定</p>